

## ○ 生活資金貸付取扱要領

### 1 目的

この要領は、公益財団法人神奈川県福利協会生活資金貸付規程第9条の規定を受け、貸付についての取り扱いを定めるものとする。

### 2 提出書類と締切日

貸付けを受けようとする者（以下「借受人」という。）は、生活資金借入申込書（様式1号）を共済契約者等を経由して提出するものとする。申込書の締切日は、毎月10日までとする。

### 3 貸付けの審査及び決定

借入申込書を受理したときは、貸付運営委員会において審査のうえ、貸付けを決定し生活資金貸付決定通知書（様式2号）を借受人に通知するものとする。

### 4 確定書類の提出

借受人は、直ちに生活資金借用書（様式3号）及び預金口座振替依頼書を、共済契約者等を経由して提出するものとする。

### 5 貸付金の送金

上記書類（様式3号・預金口座振替依頼書）を受理したときは、貸付金を借受人の指定口座に振込み併せて共済契約者等に通知するものとする。

### 6 貸付金の償還

借受人は、償還計画表（様式5号）に基づき登録された口座から毎月3日（金融機関休業日は翌営業日）に自動引落しにより償還するものとする。